

令和7年度 龍ヶ崎地方衛生組合監査計画書

この監査計画は、令和7年度に龍ヶ崎地方衛生組合監査委員が行う監査の基本方針、種類及び概要について、基本的な考え方を示すものである。

第1 基本方針

龍ヶ崎地方衛生組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づき、監査等並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。

第2 監査等の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項及び第15項の規定に則り、正確で、経済的、効率的かつ効果的な事務の実施を確保し、圏域住民の信頼確保に資するものとする。

具体的には、龍ヶ崎地方衛生組合の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、事務の管理及び執行等について、予算や法令等に基づいて適正に行われているか（合規性）を監査するとともに、その結果に関する報告事項等を決定し、これを管理者及び組合議会に提出する。

第3 監査等の着眼点（重点項目）

- ・ 関係法令に基づいて適正に執行されているか。
- ・ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- ・ 事業は、経済性、効率性、有効性を十分考慮されているか。
- ・ 慣例、前例の踏襲のみを理由に実施されていないか。
- ・ 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- ・ 監査等の結果報告に基づく改善措置が確実に実施されているか。

第4 主な監査等の種類及び概要

（1）定期監査（法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）

財務事務を中心に、龍ヶ崎地方衛生組合における事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として行う監査である。

また、課題点及び指摘事項について、監査委員の報告書に基づき、その後の状況を確認するための検査を実施する。

(2) 出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

会計管理者が保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する検査である。

(3) 決算審査（法第233条第2項の規定による審査）

歳入歳出決算書その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する審査である。

(4) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する審査である。

(5) その他の監査

その他法令に基づく監査については、住民から請求等があったとき、その他必要があると認められるときに適時実施する。

第5 監査等の実施方法

本年度の監査等は、別表に定める年間計画表に基づき実施するものとする。

(1) 定期監査

① 対象事務及び対象期間

- ア 令和7年1月から令和7年12月までの財務事務等（予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務等）について四半期分ごとに監査する。
- イ 前回の定期監査における指摘等に基づく措置の状況の確認を行う。
- ウ 行政監査的視点を取り入れて監査を実施する。

② 実施方法

- ア 監査委員が指示した調書及び資料を指定された日までに作成し、監査委員に提出するものとする。
監査委員は、必要があると認める場合には、資料等の提出を追加で求めることができる。
- イ 会計管理者、局長、次長、課長、課長補佐の出席を基本とする。ただし、必要な場合は主査等を出席させることができるものとし、この場合は、予め監査委員にその旨を申し伝え、了承を得るものとする。

基本的な進め方は、局長による出席者の紹介、担当課長による監査資料の説明、監査委員による質疑の後、監査委員から総括を受ける。

③ 結果報告

ア 監査終了後、「定期監査結果報告書」を管理者及び組合議会議長に提出し、公表する。

イ 管理者及び組合議会議長は、当該監査の結果に基づき、措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知する。この場合において、監査委員は当該通知に係る事項を公表する。

ウ 公表の方法は、構成市町村揭示場への揭示及び龍ヶ崎地方衛生組合ホームページへの掲載により行う。

(2) 出納検査

① 対象期間

令和7年1月から令和7年12月までの出納事務を四半期ごと及び出納整理期間分に分けて検査する。

② 実施方法

ア 事前に検査期間内の出納状況がわかる資料を、監査委員に提出するものとする。

イ 出席者は、定期監査の例による。

ウ 監査委員書記による資料説明を行い、その後、監査委員が質疑を行う。

③ 結果報告

検査結果については、管理者及び組合議会議長に通知をする。

(3) 決算審査

代表監査委員は、必要に応じて、会計管理者の出席を求めることができる。

管理者から審査に付される一般会計決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況書について書類及び聴き取りにより審査する。

審査終了後に決算審査意見書を作成し、管理者に提出する。

別表 令和 7 年度 監査等年間計画表

月	日	曜日	実施監査等	内容
5	2 9	(木)	定期監査	令和 6 年度第 4 四半期分の財務事務等の監査及びその監査結果報告
			出納検査	令和 6 年度第 4 四半期分の出納事務の検査及びその検査結果報告
7	1 1	(金)	定期監査	令和 7 年度第 1 四半期分の財務事務等の監査及びその監査結果報告
			出納検査	令和 7 年度第 1 四半期分及び令和 6 年度出納整理期間分の出納事務の検査及びその検査結果報告
8	2 2	(金)	決算審査 基金運用状況審査	令和 6 年度一般会計決算及び基金運用状況の審査並びに審査意見書の提出
1 1	2 6	(水)	定期監査	令和 7 年度第 2 四半期分の財務事務等の監査及びその監査結果報告
			出納検査	令和 7 年度第 2 四半期分の出納事務の検査及びその検査結果報告
2	6	(金)	定期監査	令和 7 年度第 3 四半期分の財務事務等の監査及びその監査結果報告
			出納検査	令和 7 年度第 3 四半期分の出納事務の検査及びその検査結果報告

*開催期日は、予定であり変更となる場合があります。